

神戸市歴史公文書館条例施行規則をここに公布する。

令和 8 年 5 月 26 日

神戸市長 久 元 喜 造

#### 神戸市規則第 4 号

##### 神戸市歴史公文書館条例施行規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、神戸市歴史公文書館条例（令和 8 年 3 月条例第 29 号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(開館時間)

第 2 条 条例第 5 条に規定する神戸市歴史公文書館（以下「歴史公文書館」という。）の開館時間は、午前 9 時から午後 5 時までとする。

2 市長は、歴史公文書館の管理運営上特に必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、同項の開館時間を変更することができる。

(休館日)

第 3 条 条例第 5 条に規定する歴史公文書館の休館日は、次に掲げる日とする。

- (1) 日曜日及び土曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日
- (3) 12 月 29 日から翌年の 1 月 3 日までの日（前 2 号に掲げる日を除く。）
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、市長が特に必要があると認める日

2 市長は、歴史公文書館の管理運営上特に必要があると認めるときは、前項第 1 号から第 3 号までの規定にかかわらず、これらの日に開館することができる。

(行為の禁止)

第 4 条 条例第 8 条に規定する規則で定める行為は、次に掲げる行為とする。

- (1) 火災、爆発その他の危険を生じるおそれのある行為
- (2) 騒音又は大声を発し、暴力を用い、その他他人の迷惑になる行為をすること。
- (3) 施設若しくはその附属設備（以下「施設等」という。）又は歴史公文書館に所蔵する特定歴史公文書等（神戸市公文書等管理条例（令和 8 年 3 月条例第 28 号）第 2 条第 7 号の特定歴史公文書等をいう。）その他の資料

(以下「所蔵資料」という。)を汚損し、損傷し、若しくは滅失させ、又はこれらのおそれのある行為をすること。

(4) 許可を受けないで所蔵資料及び歴史公文書館の備品等を歴史公文書館外に持ち出すこと。

(5) 許可を受けないで写真又は動画の撮影をすること。

(6) 許可を受けないで広告類を掲出し、又は配布すること。

(7) 許可された場所以外の場所へ立ち入ること。

(8) 喫煙し、又は所定の場所以外において飲食すること。

(9) 許可を受けないで寄附金品を募集し、物品を販売し、若しくは陳列し、又は飲食物を販売し、若しくは提供すること。

(10) 前各号に掲げるもののほか、市長が不適當であると認める行為  
(損傷等の届出)

第5条 施設等又は所蔵資料を使用する者は、その使用に際し、当該施設等又は所蔵資料を汚損し、損傷し、又は滅失させたときは、直ちにその旨を係員に届け出て、その指示を受けなければならない。

(施行細目の委任)

第6条 この規則の施行に関し必要な事項は、主管局長が定める。

附 則

この規則は、令和8年6月1日から施行する。